

中央教育審議会大学院部会

博士課程 3 年制について

木村 孟

現状の課題と博士課程3年制の必要性について

【我が国の現状】

我が国の博士課程については、5年間の一貫制、前期2年・後期3年の区分制、後期3年だけの区分制の3パターンがあるが、イギリスのような「博士課程3年制」の仕組みはない。ただし、現行制度においても、優れた研究業績をあげた学生であれば、3年以上在学すれば足りる仕組みが存在する(大学院設置基準第17条第1項)。

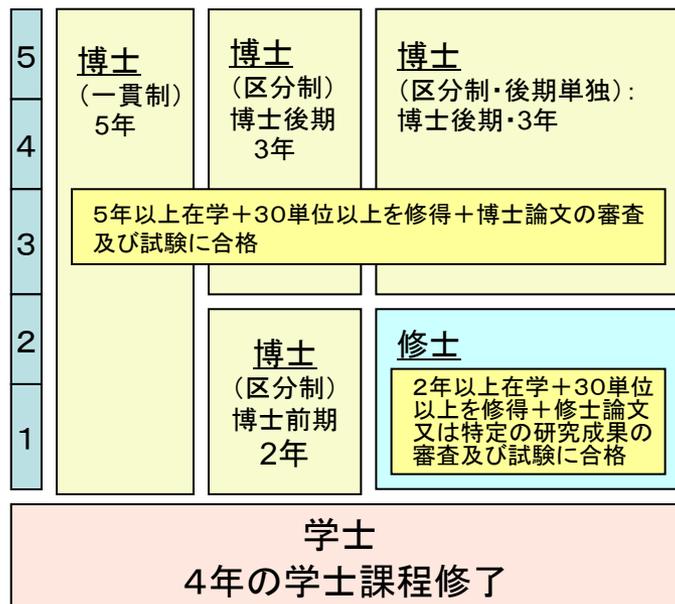
→H18年度で89大学594名の短期修了者。(うち一貫制博士課程での短期修了者は166名(国立136名、公立5名、私立25名)、区分制の後期博士課程での短期修了者は428名(国立361名、公立23名、私立44名))がいる。

【現状の課題と博士課程3年制の必要性】

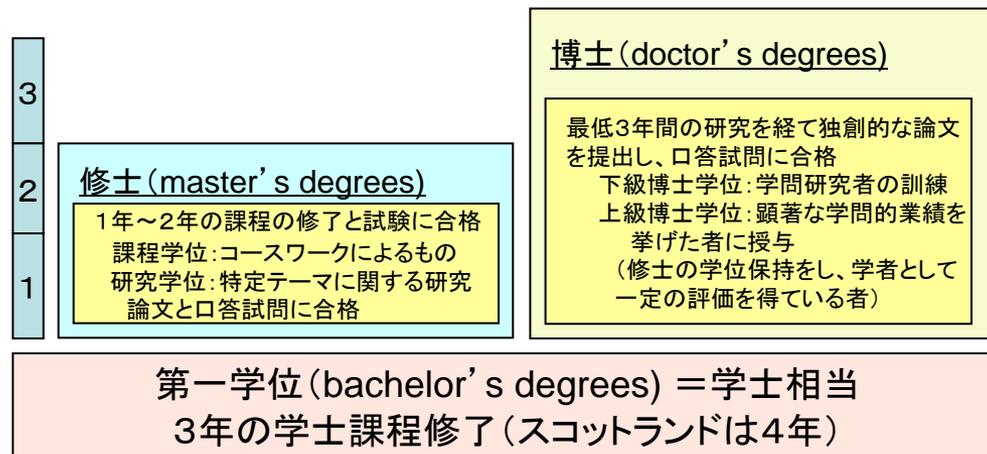
- ・課題①: 博士の修業年限が長いため、採用側にとって、学部卒者や修士卒者以上と比較した場合、年齢がマイナス要因となって、博士課程修了者を採用するモチベーションが高くなってはいない → 博士の能力を持ちながら、若くして産業界で活躍するような博士号取得者を輩出する仕組みの必要性
- ・「博士課程の学生にとって、修業年限が長い分、将来への不安や在学期間中の経済的負担が大きくなっている。このことにより、優秀な修士学生が進学せず、就職する傾向がある。」 → 博士課程学生のキャリアパスの明確化及び経済的負担の軽減の必要性
- ・博士課程3年制の制度の検討を通じて、大学院博士課程全体の教育内容見直しの契機とする必要性 等

(参考)

我が国の学位制度



イギリスの学位制度



現行制度と博士課程3年制の関係について

【博士課程3年制の概要及び制度改正のイメージ(案)】

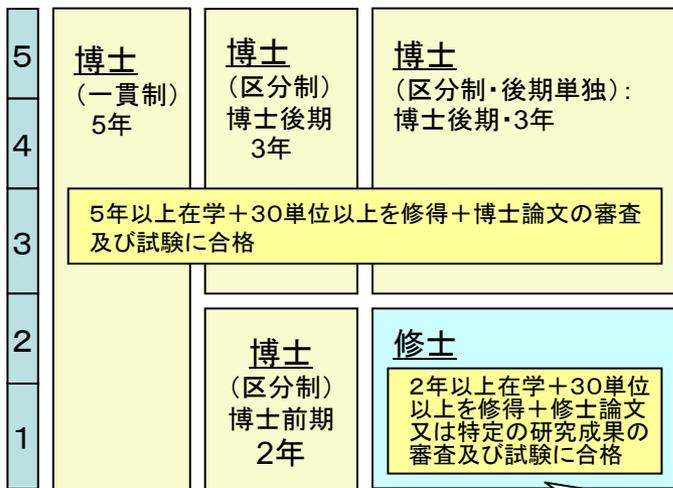
特定の人材育成目的(=産業界等の職業人養成)を持った分野(=主として工学系)について、徹底した学位プログラムの実施とあわせて、標準修業年限3年の博士課程の制度を導入するイメージ。そのためには、大学院設置基準について、標準修業年限3年の博士課程の設置や、博士の修了要件について、「5年以上」の規定の特例として「3年以上」を追加するなどの改正が必要と考えられる。

【博士課程3年制の制度導入の是非を検討する際の留意点】

「博士課程3年制」を導入すると仮定すれば、以下の論点が考えられる。なお、制度を導入すると仮定しても、いきなり全体に広げるのではなく、特定の人材育成目的(=職業人養成)を持った特定の分野(=工学系)に限定した仕組みとすることが妥当。そのためには、教育の質保証及び学位の国際的通用性の確保の観点から、以下のような事項の検討が必要。

- ① 研究科・専攻の特定化の方法の検討
- ② 特定化のための条件の検討(=質の保証の確保) : 人材育成目標の明示、学位取得の基準の設定、体系的なコースワークの設定、研究指導の明確化、教育の質の管理体制の整備、適性試験の実施等の到達度チェック方法、PBLなど産業界と連携による実践教育等
- ③ 学位の表示等において、従来の博士学位との区別を設ける仕組みの検討、等

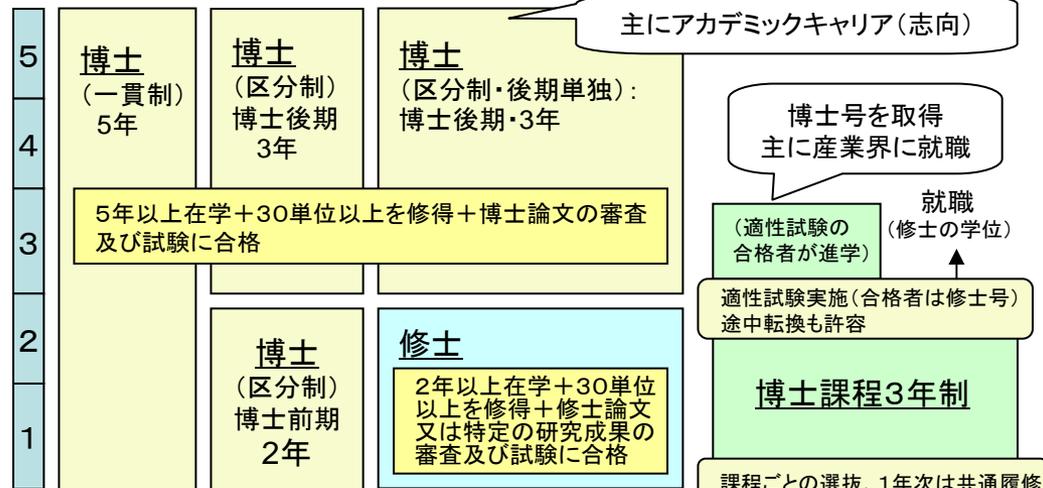
現行制度



学士
4年の学士課程修了

修業年限が長いため、将来への不安や経済的な不安から、優秀な学生が博士課程進学を断念する傾向がある

博士課程3年制(イメージ)



学士
4年の学士課程修了

博士課程の標準修業年限、入学資格及び修了要件に関する現行制度

◎博士課程の標準修業年限(大学院設置基準第4条)

- 第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする事ができる。
 - 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする事ができる。
 - 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
 - 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする事ができる。

◎博士課程の入学資格(学校教育法第102条)

第一百零二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第一百四十四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする事ができる。

(※ 文部科学大臣の定めるところは、外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者や、大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したものの、等)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

◎博士課程の修了要件(大学院設置基準第17条)

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。)以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年(修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2～3 (略)

大学院制度及び学位制度の経緯

我が国において、博士課程が5年制になったのは、昭和31年の学位規則の改正から。戦前は、各大学において修業年限を定めていた。

	大学院制度		学位制度
明治19年	帝国大学令(明治19年)により、東京大学が帝国大学になった時から大学院が始まる。 大学院の具体的内容は大学の規定に定められ、修業年限は2～5年。	明治20年	学位令(明治20年)により、①学位は博士及び大博士。②博士の種類は法学、医学、工学、文学及び理学。③授与要件は、博士は、大学院に入り、定期の試験を経た者に授与するほか、これと同等以上の学力がある者に帝国大学評議会の議を経て授与する。④授与権者は文部大臣。
大正7年	大学令(大正7年)により、帝国大学の他、公立、私立大学も設置しうるものとされ、学部には全て研究科をおくこととされ、複数の学部を億大学にあつては研究果敢の連絡強調のため、総合して大学院を置きうる。 大学院の入学資格以外は、各大学の学則によって定められており、学位令において学位論文の提出に当たり2年以上研究に従事することを求めたことから、2年以上と定められることとなった。 (この大学院の制度は、昭和37年3月まで存続。)	大正9年	学位令(大正9年)により、①学位は博士。②博士の種類は、文部大臣の認可を経て大学が定める。③授与要件は、 研究科において2年以上研究に従事し、論文を提出し、学部教員会の審査に合格した者 (または、論文を提出し、学部教員会において同等以上の学力があると認められた者)。④授与権者は文部大臣の認可を経て大学が授与。(この学位令の制度は、大学院制度に合わせ、昭和37年3月まで存続。)
昭和22年	大学院制度は、学校教育法(昭和22年)及び学位規則(昭和28年)の他、大学基準協会の大学院基準と大学設置審議会の大学院設置審査基準要綱等からなっていた。 ※大学院基準(昭和24年4月大学基準協会) ・修士の学位授与要件は、1年以上在学し、30単位以上修得し、研究論文を提出。博士の学位授与要件は、1年以上在学し、50単位以上修得し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。	昭和22年	学校教育法(昭和22年)及び学位規則(昭和28年)により、①学位は修士及び博士。②博士の種類は、別に定めることとなる。③授与要件は、 修士が、大学院に2年以上在学し所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び試験に合格した者に与えられ、博士が、大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ博士論文の審査及び試験に合格した者、又は博士論文の審査及び試験に合格し、かつ同等の学力があると認められた者 に与えられた。④授与権者は大学。
昭和30年	大学院基準の改定(昭和30年6月大学基準協会)により、在学年限を、実情に即して、修士にあっては2年以上に、博士にあっては5年以上にそれぞれ延長。	昭和31年	学位規則の一部改正(昭和31年)により、①博士の種類を学位規則中に定めることとし、17種類とした。② 博士の学位授与要件について、大学院に5年以上(医歯学にあつては4年以上)在学し、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者となった。
昭和49年	大学院設置基準(昭和49年)により、大学院制度全般についての体系的な整備が図られるとともにそれまでの制度の運用や考え方の弾力化が図られた(=単位制度による制約を緩和し、 博士の最低所要単位50単位を30単位とし、修業年限5年を標準修業年限5年とした。 その他、学部依存する従来の研究科の他、独立の組織を設ける研究科ができることとなった。また、一貫性のみならず区分制博士も可能。	昭和49年	学位規則の一部改正(昭和49年)により、大学院設置基準の制定にあわせて学位の授与要件等を改正。修士の学位について「高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力」を追加し、博士の学位について「自立して研究活動を行うに必要な高度の能力」とした。
昭和51年	学校教育法等の一部改正において、独立研究科の設置や後期3年だけの博士課程の設置が可。	昭和51年	学校教育法の一部改正において、修士の学位を学校教育法中に明記した。
平成元年	大学院設置基準の一部改正において、修士の夜間大学院の設置、修士の修業年限を特に優秀な者については1年以上の在学で足りることとしたこと、博士の目的について大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍しうる高度な能力と豊かな学識を有する人材の育成とした等。	平成3年	学位規則の一部改正において、学士の学位としての位置付け、学位授与機構の創設、博士及び修士の種類廃止及び専攻分野の標記に関する事項の制定
平成10年	大学院設置基準の一部改正において、修士の通信制大学院の設置等		
平成14年	大学院設置基準等の一部改正において、修士課程1年コース、長期在学コースの導入、大学院の入学資格の改正(修士22歳に達した者、博士24歳に達した者等)等	平成14年	学位規則の一部改正において、専門職学位の授与。
平成18年	学校教育法の一部改正において、専門職大学院の設置、事前届出制度の導入等		
	大学院設置基準の一部改正において、人材養成目的の明確化と体系的な教育課程の整備、成績基準の明示、組織的な研修の義務化等		

諸外国の大学院教育

学士号取得後、3年で博士が取れるのは英国と米国がある。

	アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	中国	日本
機 関 の 種 類 ・ 年 限	・総合大学・専門大学 学士課程(通常4年) 修士課程(通常1~2年) 博士課程(通常3年) 第一職業専門学位取得課程(通常6~8年(一般教育を含む))	・大学 第一学位取得課程(通常3年) 修士課程(1~2年) 博士課程(2~3年)	・大学 第1期課程(2年) 第2期課程(2年) 第3期課程(4年) 技術短期大学部(2年) 高級技術者学校(3年) 職業教育センター(3年)	大学(4.5年) 高等専門学校(4年以下) *()内は高等教育大綱法による標準学修期間。標準学修期間は、各機関の各学修課程(専攻)によって異なり、実際の在学期間も標準学修期間を超える場合が多い。	・大学 学部(4~5年) 修士課程(2~3年) 博士課程(3~4年)	・大学 学部(通常4年。医学、歯学、獣医学については6年) 修士課程(標準2年) 博士課程(標準5年。医学、歯学、獣医学については標準4年) 専門職学位課程(標準2年)
学 位 ・ 資 格 ・ 年 限	・学士(通常4年) ・修士(通常学士号取得後1~2年) ・博士(通常学士号取得後3~5年) ・第一職業専門学位取得課程(通常6~8年(一般教育を含む))	・学士(通常3年)・・・成績により優等学位と普通学位とに分けられる。 ・修士(学士号取得後1~2年) ・博士(学士号取得後2~3年)	・学士(3年) ・修士(通算5年) ・博士(修士取得後3年)	・学士(3~4年) ・修士(学士取得後1~2年。但し連続する学士・修士課程では通算5年以下) ・博士(ディプローム/マギスター/修士取得後3年が目まじいとされる) *()内は高等教育大綱法に定める標準学修期間(博士を除く)。標準学修期間は、各機関の各学修課程によって異なり、実際の在学期間も標準学修期間を超える場合が多い。	・学士(学部4~5年) ・修士(学部卒業後2~3年) ・職業専門学位(学部卒業後2~3年) ・博士(修士取得後3~4年)	・学士(4年。医学、歯学、獣医学については6年) ・修士(学士取得後標準2年) ・博士(学士取得後標準5年。医学、歯学、獣医学については4年) 専門職学位課程(学士取得後標準2年)
入 学	・通常、学士号の取得が入学要件。 ・民間のテスト機関が行う「大学院入学資格テスト(GRE)」の得点等を判断基準として各大学で選抜。	・少なくとも、第一級又は第二級の優等学士号を取得していることが最低条件。 ・各大学において選抜が行われる。	・前期博士課程(1年)・・・第2期課程(通算4年)修了者 ・後期博士課程(3年)・・・前期博士課程修了者 ・上記の資格を入学要件として、各大学において、選抜が行われる。	〈修士課程〉 ・第一学位(学士、マギスター、ディプローム)の取得が入学要件。 ・一部の州は、一定以上の成績を追加条件としている。 〈博士志望者〉 ・教授の指導を受けるには、ディプローム/マギスターの取得に際し所定の成績を修めていることが必要。	・修士課程・・・大学学部卒業。短期課程(2~3年)卒業後2年以上で、学部卒業と同等の学力を持つ者も可。全国共通の1次試験と募集機関ごとの2次試験により選抜。 ・博士課程・・・修士取得者。各募集機関で選抜。	・修士課程、専門職学位課程・・・大学学部を卒業した者 ・博士課程後期・・・修士の学位、専門職学位を有する者 ・上記の資格を入学要件として、各大学において選抜が行われる。
教 育	・定められた科目の履修(修士課程:通常1年、博士課程:通常2年)と論文執筆が求められるのが一般的。 ・博士課程においては、論文執筆前に、執筆資格を審査する試験が課される。	・修士課程・・・コース履修中心の教育コース、研究活動中心の研究コース、又は両者を組み合わせた課程が設けられている。 ・博士課程・・・指導教官の下での研究活動と論文の作成。博士号の授与に当たっては、口頭試問が行われる。	・前期博士課程・・・実習、文献演習、現地調査の実施及び論文の作成。 ・後期博士課程・・・指導教官の下で、研究を行い、博士論文を作成。	〈修士課程〉 ・一定科目の履修後、修士論文を作成。 〈博士志望者〉 ・1人の教授の指導の下で研究し、論文を作成するのが一般的。 ・論文審査と公開討論の成績を総合評価して、合格者に博士号を授与。	・修士課程・・・授業(必修・選択)、研究・論文執筆。 ・博士課程・・・研究・論文執筆が中心。	・授業科目を30単位以上取得し、研究指導を受け、学位論文を作成。(専門職大学院については学位論文は不要。)